

令和 7 年 12 月 23 日

各 位

株式会社ケンショウ

管財人 弁護士 山 本 幸 治

更生手続終結決定に関するご報告

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊社の会社更生手続につきましては、格別のご理解とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は、令和 7 年 12 月 23 日、大阪地方裁判所から更生手続終結決定を頂戴いたしましたので、ご報告申し上げます。

弊社は、大阪地方裁判所から令和 7 年 5 月 15 日に更生手続開始決定を受け、債権者の皆様からの多大なご理解とご同意を賜り、令和 7 年 11 月 14 日付けで更生計画の認可決定を頂戴いたしました。スポンサーである村本建設株式会社からの支援の下、更生計画に定める弁済を全て完了することができ、この度の更生手続終結決定を頂戴するに至りました。

弊社の更生手続について、無事に終結決定にまで至ることができましたのは、ひとえに債権者の皆様のご理解とお取引先の皆様をはじめ関係する皆様の多大なるご配慮とご支援の賜物でございます。ここに謹んでご報告申し上げるとともに、厚く御礼申し上げます。

弊社は、今後、事業家管財人代理を務めておりました女川勢順氏が代表取締役となり、建設工事業界で十分な実績を有する村本建設グループの一社として、事業再建に向けた第一歩を踏み出すこととなりました。

今後とも、倍旧のご支援並びにご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

敬具